

三原市地域公共交通活性化協議会委員等の費用弁償等 に関する規程

平成21年6月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、三原市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第16条の規定に基づき、三原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会長、副会長、委員、監査委員（以下「委員等」という。）の費用弁償等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償の額)

第2条 委員等が、会議の招集に応じ、若しくは協議会の職務を行うために出張したときは、旅費を支給することができる。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、三原市の例によるものとする。

(報酬の額)

第3条 委員等の報酬は、日額7,100円とする。ただし、国、県、市の行政機関の長及び常勤職員については、これを支給しないものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員等の費用弁償等に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。